

事務連絡  
令和8年1月13日

障害福祉サービス事業所（短期入所を除く）の長

児童通所支援事業所の長

相談支援事業所の長

様

長野市障害福祉課  
(指定給付担当)

### 障害福祉サービス及び障害児通所支援に係る契約内容報告書の提出の省略について

平素から障害福祉施策の推進につきまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、昨年7月に「介護給付費等に係る支給決定事務等について」、昨年10月に「障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について」の改正が行われ、市町村が審査支払事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合であって、契約内容情報を別途管理する必要がない場合には、市町村の判断により、契約内容報告書の提出を省略することができることとなりました。

これらの改正を受け、本市は、審査支払事務を国民健康保険団体連合会に委託していることから、検討の結果、今後は各事業所からの契約内容報告書の提出を省略することといたします。

これにより、令和8年1月以降に契約された内容及び、現時点で未提出の過去契約分についても、提出は不要とします。

ただし、請求明細書情報により契約内容の確認ができない場合等には、提出をお願いすることがありますので、あらかじめご了承ください。

なお、契約内容報告書の提出は省略されますが、各事業所におかれましては契約内容の記録を適切に保存・管理いただきますよう、引き続きご対応をお願いします。

ご不明な点がございましたら、下記までお問合せください。

<問い合わせ先>

長野市保健福祉部障害福祉課

指定給付担当 宮尾

TEL：026-224-8382（直通）